平成２１年（フ）第６７号
福岡県筑後市大字山ノ井240番地１　エイルヴィラ羽犬塚駅前プレステージ801号
債務者　池田　貴子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７１号
福岡県筑後市大字徳久153番地１　ドミールあざみ17号
債務者　江田　圭一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２２号
福岡県田川市大字夏吉194番地
債務者　豊田　一美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県田川市大字夏吉194番地
債務者　豊田　稔
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４８５号
大分市大字荏隈1384番地の３　ツインプラザ大分壱番館509
債務者　中井　秀樹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８６号
大分市大字荏隈1384番地の３　ツインプラザ大分壱番館509
債務者　中井まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３号
大分県日田市天瀬町赤岩499番地
債務者　二川　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第２８８号
沖縄県浦添市牧港２丁目51番２号
債務者　譜久里トミ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０６号
京都市西京区大枝西長町３番地６
債務者　武藤　克彦
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
京都市西京区大枝西長町３番地６
債務者　武藤　純子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１０号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地１　観月橋団地10―201
債務者　竹内　章人
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７７号
京都市伏見区石田森南町34　醍醐石田団地29号棟607号室、住民票上の住所京都市山科区勧修寺風呂尻町126番地
債務者　本多満里子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９９号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―４棟307号
債務者　上尾　治代（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１０号
京都市北区紫野北花ノ坊町77番地　楽只市営住宅第６棟302
債務者　谷　恵理子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２５号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島209棟302号
債務者　椎屋　榮春
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５８号
京都府宇治市宇治里尻　49番地の17
債務者　越智　貴志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６６号
京都府長岡京市一里塚２番地　３―404　メゾン神足３―404
債務者　山木栄子こと　崔　　張珠
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９２号
京都市山科区勧修寺堂田13番地１　西野山団地４棟506号津井方
債務者　園田　**建**一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係